

第7期三木市障害福祉計画  
第3期三木市障害児福祉計画

【素案】

令和5年9月

三木市



## 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画の推進体制 .....	4
第2章 本市の障害福祉施策をめぐる現状と課題 .....	5
1. 障害福祉サービスに関する政策動向 .....	5
2. 各種統計 .....	7
3. 各種調査結果からみる三木市の現状 .....	13
4. 本市の障害福祉施策の課題 .....	15
第3章 本計画の目指す将来像 .....	16
1. 目指す将来像 .....	16
2. 障害福祉の推進とSDGs※ .....	17
第4章 障害福祉サービス等の提供体制の整備 .....	18
1. 障害福祉サービス等の基盤整備の方針 .....	18
2. 国の基本指針に基づく目標設定 .....	19
3. 障害福祉サービス等の見込量と確保方策 .....	24
4. 地域生活支援事業の見込量と確保方策 .....	35

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

日本の障がい者施策は、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）※」の批准をきっかけとして大きく転換されました。障がい者の定義についても、心身の状態そのものを問題にする考え方から、「社会的障壁※」によって日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル※」へと転換され、障がいの有無にかかわらず社会参加できる「共生社会」の実現という理念が掲げられています。本人の心身の状態に関わらず、その自己決定が尊重され、地域で共に生きる環境をつくっていくという共生社会の理念は、平成5年に制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」にも引き継がれるなど、日本の福祉施策全体の基本的な理念として位置付けられています。

近年では、令和3年に改正された「障害者差別解消法」において、障がいの特性に応じて無理のない範囲で設備や対応を調整する「合理的配慮」の提供義務が、公的機関だけではなく民間事業者にも拡大されました（令和6年4月施行予定）。また、令和3年に新たに制定された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを必要とする医療的ケア児とその家族への支援が、国・地方公共団体や学校・保育所等の設置者の責務として位置付けられ、これまで支援を受けにくい状況に置かれてきた医療的ケア児の支援の充実が図られています。障がいのある人への支援の拡大や差別の解消に関する法整備の推進が続いており、これらに対応した支援の充実や、それを通じた共生社会の実現に向けた取組が求められます。

三木市（以下、「本市」という。）では、これまで5期にわたる障害者基本計画と、6期にわたる障害福祉計画、2期にわたる障害児福祉計画を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。このたび、「第6期三木市障害福祉計画」、「第2期三木市障害児福祉計画」がそれぞれ最終年度を迎えることから、障害福祉施策の一層の充実を図るため、「第7期三木市障害福祉計画」及び「第3期三木市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

なお、「第5期三木市障害者基本計画」については、令和8年度までを計画期間としていることから、本計画においてはその目指す将来像である「誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち 三木」を共有し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指すものとします。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法律上の位置づけ

第7期三木市障害福祉計画は障害者総合支援法第88条、第3期三木市障害児福祉計画は児童福祉法第33条に基づいて市町村に策定が義務付けられている計画で、国が示した基本指針に基づき、障害福祉サービス※等の向こう3年間の見込量や、提供体制の確保方策、支援の充実のための目標等について定めるものです。

#### ◆障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ◆児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### (2) 他計画との関係

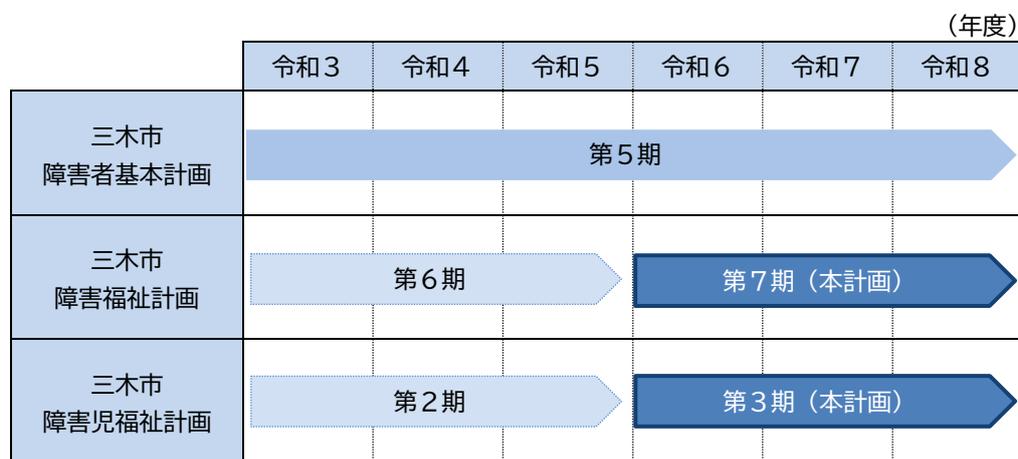
本計画は、「三木市総合計画」及び「三木市地域福祉計画」を上位計画とし、本市の障がい者施策の基本的な指針である三木市障害者基本計画と連携して推進するものとします。

また、「三木市子ども・子育て支援事業計画」、「三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図りながら策定するものとします。

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度～令和8年度の3年間とします。

#### ■本計画及び関連計画の計画期間



※  現行計画、 終了した計画、 本計画

## 4. 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制の整備

本計画の対象となる障害福祉サービスや障害児通所支援等は、障害福祉分野だけではなく、高齢者福祉や介護保険事業、子ども・子育て支援事業を始めとする福祉分野や就労支援等、連携すべき領域が多くなっています。そのため、計画の推進にあたっては、障害福祉課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

また、持続可能で安定した支援体制の整備のためには、障害福祉サービス事業所や当事者団体、医療機関等の関係団体・関係機関との連携も重要な課題となります。三木市障害者（児）地域自立支援協議会を中心に、支援の充実に向けた連携体制の強化に取り組みます。

### (2) 進捗管理の方法

本計画の実施状況については、毎年の成果目標・活動指標等の状況について庁内で集約し、県に報告するとともに、進捗状況を確認します。また、三木市障害者（児）地域自立支援協議会においても、必要に応じて計画の実施状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討を進めます。これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

## 第2章 本市の障害福祉施策をめぐる現状と課題

### 1. 障害福祉サービスに関する政策動向

#### (1) 障害者総合支援法等の改正

障害福祉サービスの根拠法である障害者総合支援法等については、令和4年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の地域生活や就労の支援の強化が図られています。主な改正は以下の通りです。

##### ①障がいのある人の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

共同生活援助（グループホーム）の支援内容が明確化されました。また地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となりました。

##### ②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理を行う就労アセスメントの手法を活用する「就労選択支援」が、新しいサービスとして創設されました。また、重度の障がいのある人の就労機会の拡大のため、短時間勤務についても実雇用率に算定できるようになりました。

##### ③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

医療保護入院の要件の見直しや、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」の創設、精神科病院における虐待防止の取り組みの強化等の改正が行われました。

##### ④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の期間の拡大や、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化について定められました。

##### ⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

各データベース（DB）について、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定が整備されました。

##### ⑥その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みが創設されました。

## (2) 基本指針の改正

本計画は、いずれも国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」に基づいて策定することが求められており、指針に基づく各種の障害福祉サービスの見込量や、成果目標を定める必要があります。この度改正された基本指針では、成果目標の設定について、以下の見直しが行われています。

- ◆地域生活支援の充実に関連して、強度行動障がい者を有する人について、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが新たに追加されました。
- ◆福祉施設から一般就労への移行等について、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所の5割以上とすることが新たな目標とされました。また、各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進することが追加されました。
- ◆障がい児支援の提供体制の整備等について、各都道府県が医療的ケア児支援センターを設置すること、各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置することが新たに追加されました。
- ◆相談支援体制の充実・強化等について、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等が新たに追加されました。

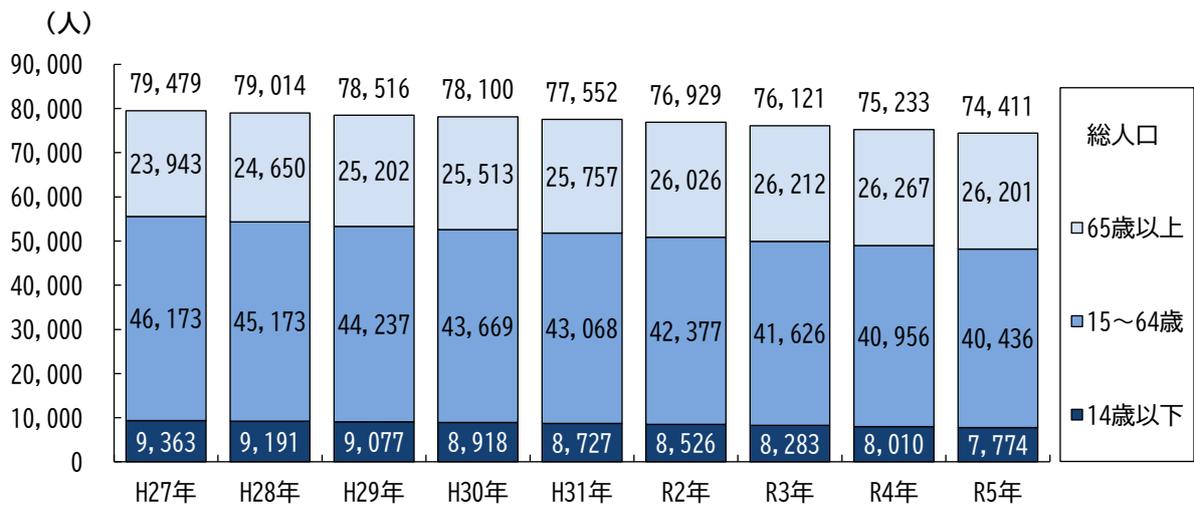
## 2. 各種統計

### (1) 年齢別人口の推移

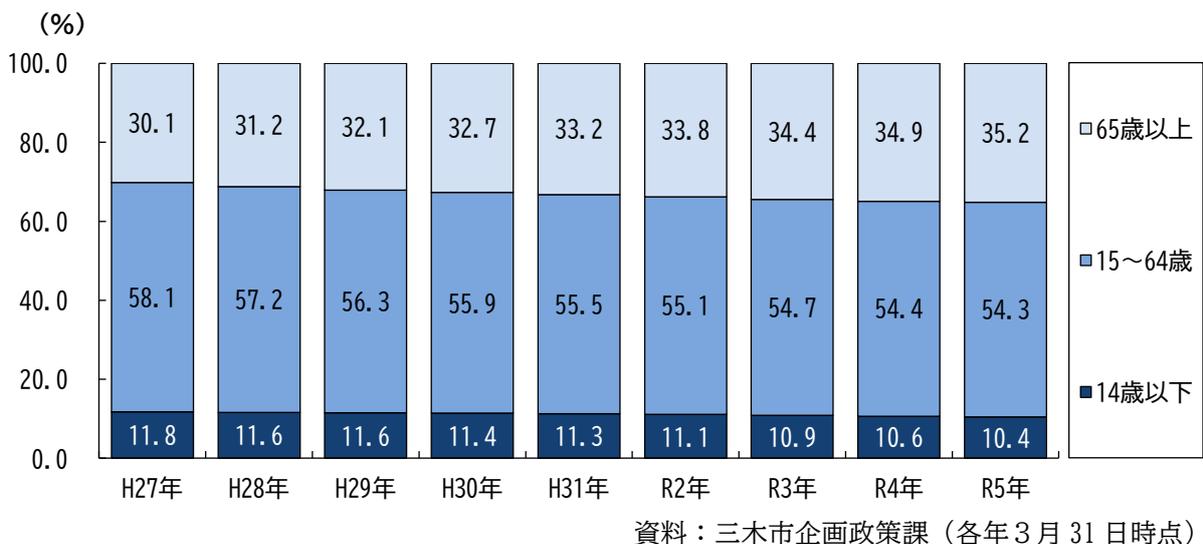
本市の人口は平成27年に8万人を下回り、その後も緩やかな減少傾向となっています。年齢別にみると、14歳以下と15～64歳人口は減少、65歳以上人口は増加から横ばいへと転じています。

年齢別人口割合をみると、人口の動向と同様に、14歳以下と15～64歳人口の割合が減少する一方で、65歳以上人口の割合（高齢化率）は3割を超えて増加が続いています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



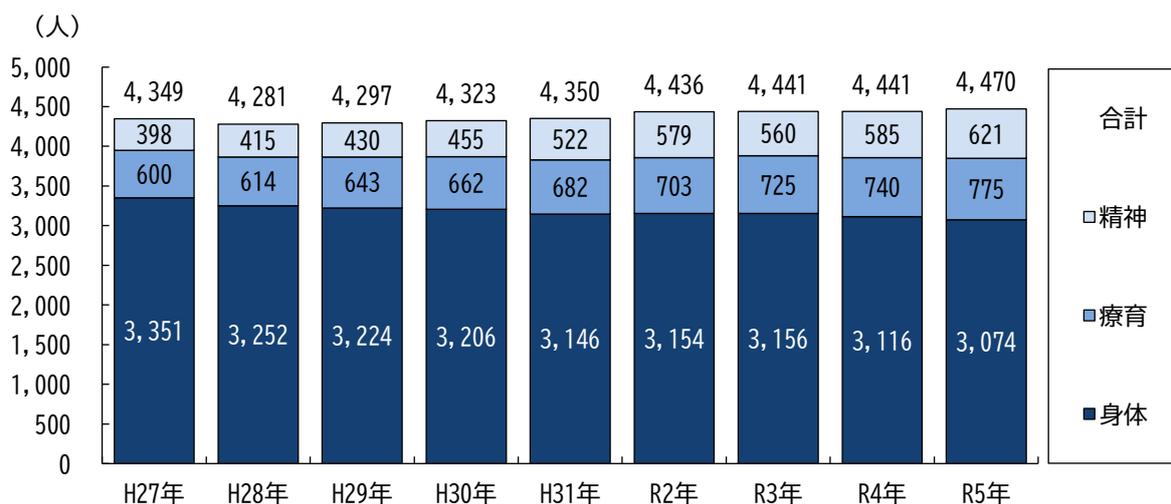
#### ■年齢3区分別人口割合の推移



## (2) 障害者手帳所持者数

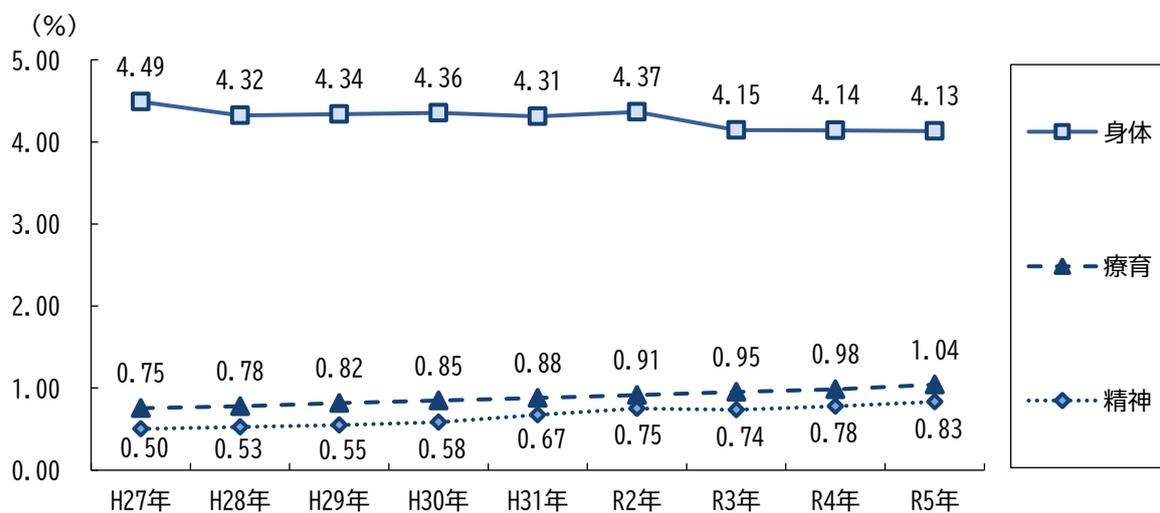
障害者手帳所持者数は令和2年以降はほぼ横ばいで推移しています。人口に占める障害者手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者についてはやや減少傾向、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については増加傾向となっています。

### ■障害者手帳所持者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

### ■人口に占める手帳所持者数の割合

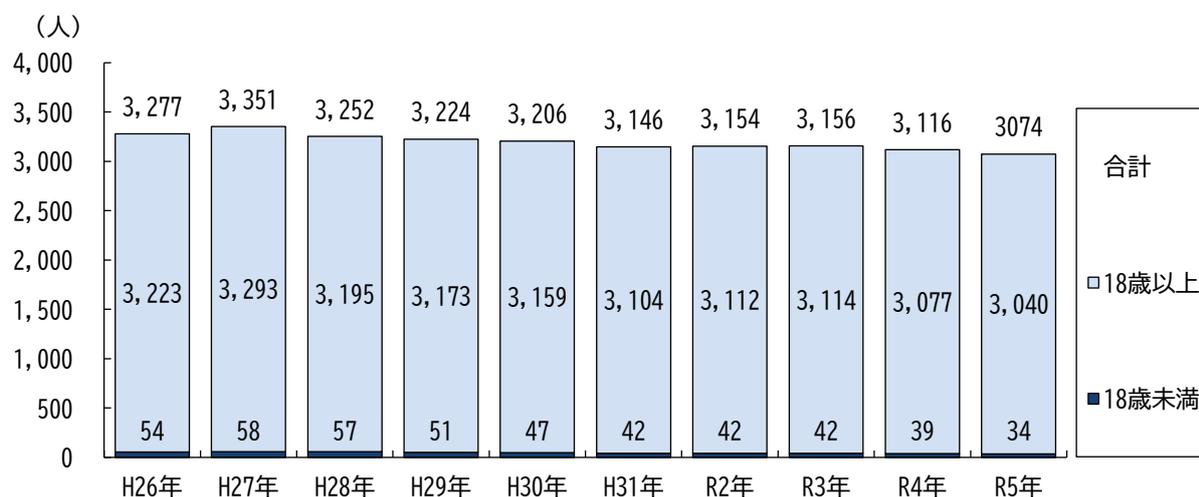


資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

### (3) 身体障がいのある人

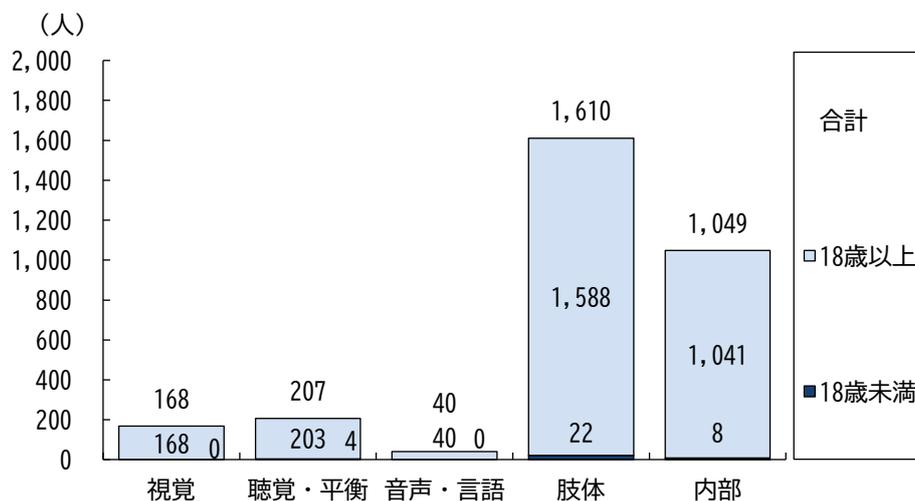
身体障害者手帳所持者数は、18歳以上、未滿ともに、やや減少傾向となっています。  
障がい種別の内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多くなっています。

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

#### ■身体障害者手帳所持者数の障がい種別内訳



資料：三木市障害福祉課（令和5年3月31日時点）

判定区分別の身体障害者手帳所持者数をみると、全体では障がいの重い1級が最も多く、次いで4級が多くなっています。内部障がいのある人については1級の割合が特に多くなっています。

■判定区分別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	視覚		聴覚・平衡		音声・言語		肢体		内部		総数	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
1級	0	55	0	7	0	1	11	278	5	622	16	963
2級	0	50	2	41	0	3	7	272	0	22	9	388
3級	0	9	1	25	0	20	1	251	2	142	4	447
4級	0	13	0	56	0	16	3	432	1	255	4	772
5級	0	27	0	0	—	—	0	253	—	—	0	280
6級	0	14	1	74	—	—	0	102	—	—	1	190
計	0	168	4	203	0	40	22	1,588	8	1,041	34	3,040

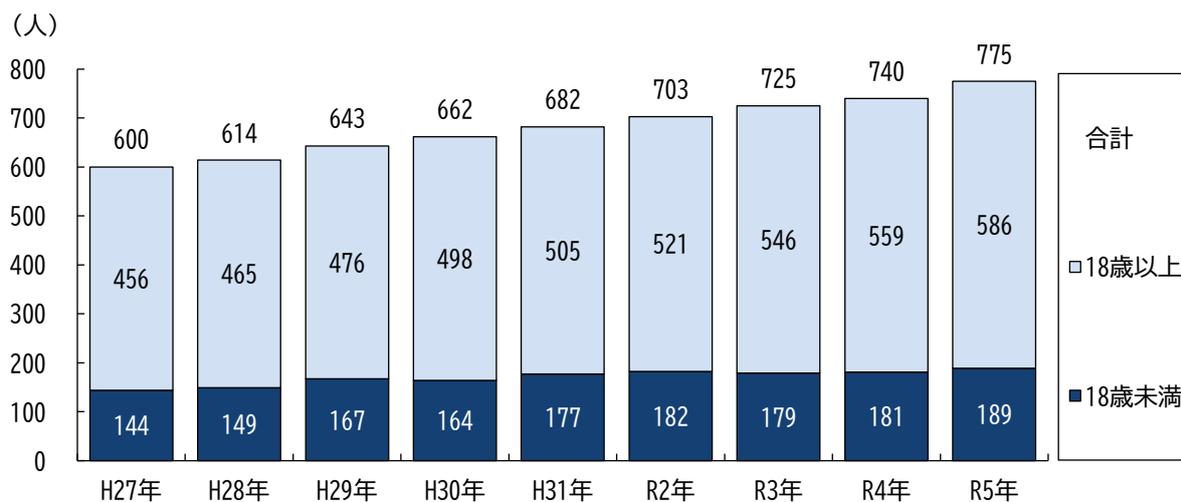
資料：三木市障害福祉課（令和5年3月31日時点）

#### (4) 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は近年増加傾向です。18歳未満と18歳以上のいずれも増加を続けています。

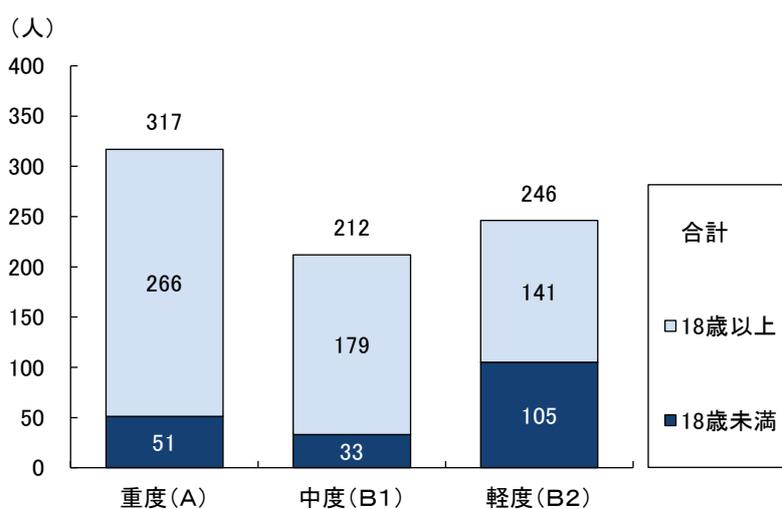
判定区分別の療育手帳所持者数をみると、全体ではA判定が最も多くなっていますが、18歳未満では、B2判定が最も多くなっています。

##### ■療育手帳所持者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

##### ■判定区分別療育手帳所持者数



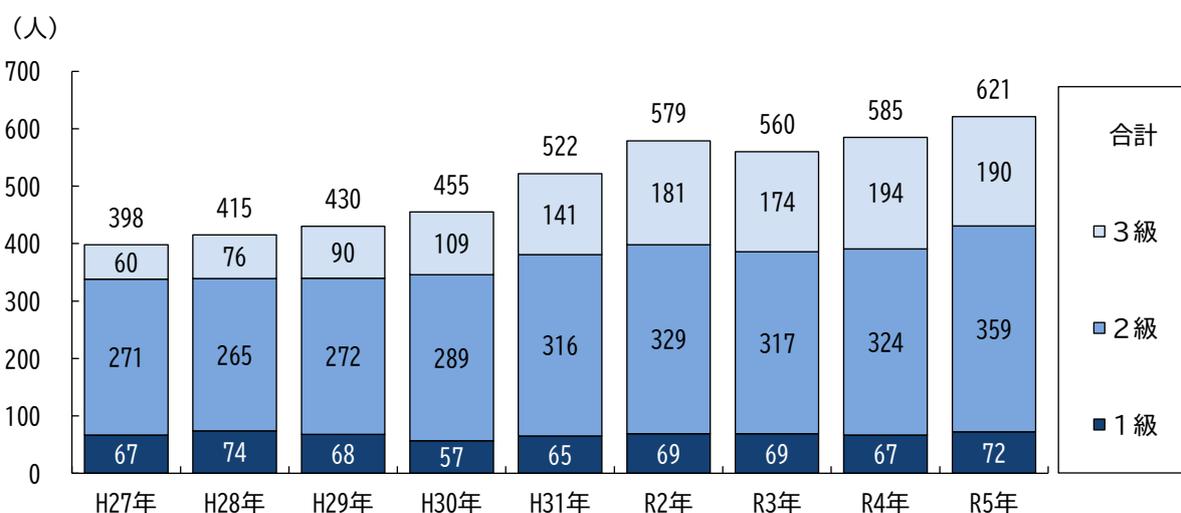
資料：三木市障害福祉課（令和5年3月31日時点）

## (5) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成29年から令和2年にかけて増加し、その後は横ばいとなっています。

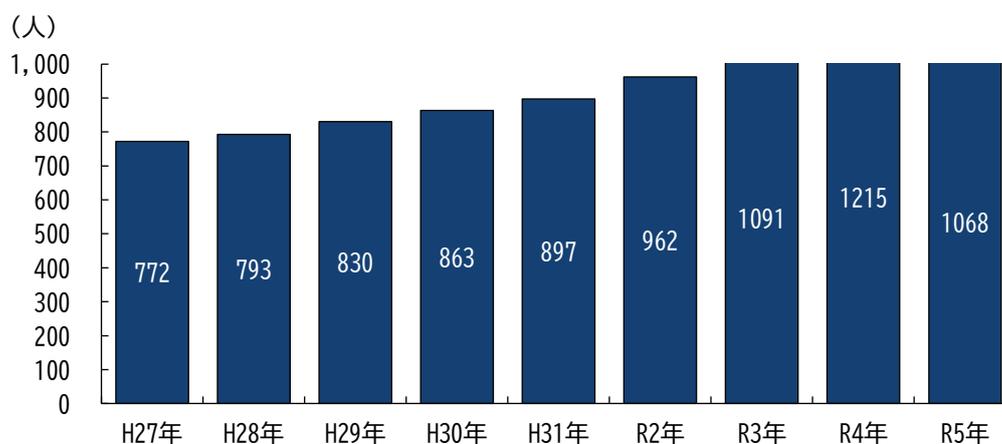
精神障がいのある人については、手帳を所持していない人も少なくないことから、自立支援医療（精神通院）の受給者数についても併せて確認する必要があります。精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、400～600人程度多く推移しており、手帳所持者以外にも医療的な支援が必要な人がいることが示されています。

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

### ■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

### 3. 各種調査結果からみる三木市の現状

#### (1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、本市に居住する障がいのある人や支援を必要とする子どものニーズ、障がいのある人や保護者による団体のニーズ、障害福祉サービスの担い手である事業所の状況等を把握し、今後の本市の障害福祉施策を推進していくための基礎資料とするため、各種のアンケート調査を実施しました。

各調査の概要は下表の通りです。

また、主な調査結果について、次ページ以降にまとめています。

#### ■各種アンケート調査の概要

##### ① 障がいのある人に対するアンケート調査

- ◇調査期間：令和5年9月13日～9月28日
- ◇調査対象：三木市に居住する19歳以上の障がいのある人900人
- ◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施。
- ◇回収率：配布900、有効回収●、有効回収率●%

##### ② 支援の必要な子どもに対するアンケート調査

- ◇調査期間：令和5年9月13日～9月28日
- ◇調査対象：三木市に居住する18歳以下の障がいのある人（またはその保護者）300人
- ◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施。
- ◇回収率：配布300、有効回収●、有効回収率●%

##### ③ 障がい者団体に対するアンケート調査

- ◇調査期間：令和5年9月13日～9月28日
- ◇調査対象：三木市で活動する障がいのある人や保護者による当事者団体3団体
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収
- ◇回収率：配布3、有効回収●、有効回収率●%

##### ④ 障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査

- ◇調査期間：令和5年9月13日～9月28日
- ◇調査対象：三木市内で障害福祉サービス事業に携わる事業所87事業所
- ◇調査方法：自由記述形式のヒアリングシートを34団体に配付。25団体より回答。
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収
- ◇回収率：配布87、有効回収●、有効回収率●%

## (2) 障がいのある方に関するアンケートの主な結果

---

<アンケート調査結果が出たのちに記載>

## 4. 本市の障害福祉施策の課題

各種調査の結果等を踏まえた本市の障害福祉施策の課題については、次のようにまとめることができます。

<アンケート調査結果が出たのちに記載>

## 第3章 本計画の目指す将来像

### 1. 目指す将来像

本市では、障がいのある人が地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もがともに支え合う社会の実現を目指して障害福祉施策を展開してきました。第5期三木市障害者基本計画（令和3年度～令和8年度）においては、第4期計画における基本理念として示された将来像を引き継ぎ、障がいの有無にかかわらず三木市民誰もが相互に人格と個性を尊重され、等しく社会参加する共生社会の実現に向け、施策の一層の推進に取り組むことをうたっています。

本計画は、三木市障害者基本計画と連携して推進すべきものであり、本計画が目指す将来像についても、第5期三木市障害者基本計画と同じく、「誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち 三木」とします。

#### ■三木市障害者基本計画の目指す将来像

**誰もがいきいきと輝き、  
共に安心して暮らせるまち 三木**

誰もがいきいきと輝き、その人らしく自立して暮らせるまちづくりに向け、就労・雇用・教育・医療・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障がいのある人の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取組を進めます。

障害者基本法では、障がいを本人の心身機能の障がいのみでとらえるのではなく、「社会的障壁（障がい者にとって日常生活や社会生活を営むうえで支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことから）」という社会との関係性によってとらえています。障がいのある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のため、可能な限り必要な配慮や調整を行う合理的配慮を社会全体に広げていくことは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

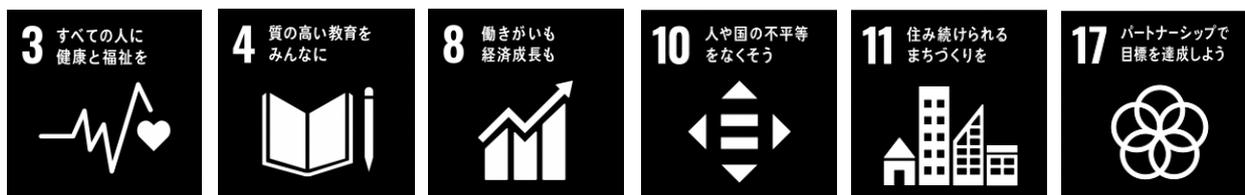
また、障がいのある人が地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に安心して暮らせるまちの実現につながります。誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

## 2. 障害福祉の推進とSDGs※

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年(2030年)までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGs(エスディーゼーズ：持続可能な開発目標)を定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをうたい、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。わが国においても、平成28年に「SDGs推進本部」を設置し、令和元年には『SDGsアクションプラン2020』を決定するなど、施策の充実が図られています。

本市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠をこえて全庁的に取り組むべき指針として位置づけています。誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念は、障害福祉においても共有されるべき考え方であり、17のゴールのうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画と関連の深いテーマとなっています。こうした目指す方向性を同じくするSDGsの実現について、本計画全体を通じて取り組んでいくものとします。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第4章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

### 1. 障害福祉サービス等の基盤整備の方針

障害福祉サービスに関する政策動向や基本指針の改正、また本市の障害福祉を取り巻く現状と課題に基づき、本市の障害福祉サービス等の基盤整備の基本的な方針として、次の点を設定します。

<アンケート調査結果等を踏まえて今後記載>

## 2. 国の基本指針に基づく目標設定

国が定めた基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行や、一般就労の促進等、障害福祉サービス等の提供体制の整備等にあたり、本計画の目標となる指標・取組を設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### ■国の基本指針

① 地域生活に移行する人数	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする
② 施設入所者の減少数	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする

#### ■本市の目標

項目	目標	考え方
①地域生活に移行する人数 令和8年度末までの目標値	5人	令和4年度末時点での施設入所者は88人であり、国の指針に基づいて算出した●人を第7期計画における目標値として設定します。
	6%	
②施設入所者の減少数 令和8年度末までの目標値	4人	令和4年度末時点での施設入所者は88人であり、国の指針に基づいて算出した●人を第7期計画における目標値として設定します。
	5%	

第6期計画の実績	目標値(A)	実績(B)	達成率(B/A)
	(R5年度目標)	(R4年度時点)	(R4年度時点)
地域生活移行者数	6人	6人	100%
施設入所者減少数	2人	1人	50%

※施設入所者の地域生活への移行にあたっては、福祉施設において、必要な意思決定支援が行われ、移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要です。そのため、すべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を含めて把握し、適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮して推進するものとします。

## (2) 地域生活支援拠点等の整備

### ■国の基本指針

<p><b>地域生活支援拠点等の整備</b></p> <p>令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p>
<p><b>強度行動障がい等を有する障がい者の支援体制の充実</b></p> <p>令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>

### ■本市の目標

項目	数値	考え方
<p>地域生活支援拠点等の整備 および運用状況</p> <p>令和8年度末の目標値</p>	1箇所	地域生活支援拠点に求められる5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）のうち、本市では専門的な相談支援を提供する基幹相談支援センターを設置し、機能の一部に対応できる体制を整えています。今後圏域で必要な機能とその整備方針について協議し、計画期間内の整備を目指します。
<p>強度行動障がい等を有する障がい者の支援体制の充実</p> <p>令和8年度末の目標値</p>	実施	本計画の策定に先立って実施したアンケート調査において、強度行動障がい等を有する人の支援ニーズ等に関する調査を含めており、調査結果を分析し、必要な支援体制の整備に向けた取組を検討します。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行

### ■国の基本指針

<p>① 一般就労への移行者数</p> <p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p>
<p>② 就労支援サービス別の目標</p> <p>就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p>

また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

③ 就労定着支援事業の利用者数と定着率

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
①一般就労への移行者数 令和8年度の目標値	9人 128%	令和3年度の一般就労への移行者数の実績は7人であり、国の指針に基づいて算出した●人を令和8年度における目標とする。
②-1 就労移行支援事業における移行者数 令和8年度の目標値	1人 131%	令和3年度の実績は1人であり、国の指針に基づいて算出した●人を令和8年度における目標とする。
②-2 一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数 令和8年度の目標値	●箇所 130%	本市の就労移行支援事業所数では●箇所を令和8年度末の目標とする。
②-3 就労継続支援A型事業における移行者数 令和8年度の目標値	3人 129%	令和3年度の実績は2人であり、国の指針に基づいて算出した●人を令和8年度末の目標とする。
②-4 就労継続支援B型事業における移行者数 令和8年度の目標値	6人 128%	令和3年度の実績は4人であり、国の指針に基づいて算出した●人を令和8年度末の目標とする。
③-1 就労定着支援事業の利用者数 令和8年度の目標値	13人 141%	令和3年度の実績は9人であり、国の指針に基づいて算出した●人を令和8年度末の目標とする。
③-2 就労定着率7割以上の事業所数 令和8年度末の目標値	●箇所 25%	本市の就労定着率7割以上の事業所数は●箇所であり、令和8年度末に●箇所を目標とする。

目標設定については、  
今後検討して記載します。

第6期計画の実績	目標値 (A) (R5年度目標)	実績 (B) (R4年度時点)	達成率 (B/A) (R4年度時点)
一般就労への移行者数	11人	11人	100%
就労移行支援事業における移行者数	2人	0人	0%
就労継続支援A型事業における移行者数	5人	4人	80%
就労継続支援B型事業における移行者数	4人	7人	175%
就労移行支援事業等による一般就労移行	70%	100%	143%

者の就労定着支援事業の利用者率			
就労定着率8割以上の事業所数	2箇所	0箇所	0%

#### (4) 障がい児支援の提供体制の整備

##### ■国の基本指針

① 児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

##### ■本市の目標

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置 令和8年度末の目標値	1箇所	本市では国の基準に基づく児童発達支援センターは未設置の充実を図るよ
保育所等訪問支援の実施 令和8年度末の目標値	●箇所	本市で当該事業は達成を図って
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末の目標値	●箇所	本市で重症心身障がい児を支援する体制整備を進めていきます。

目標設定については、今後検討して記載します。



### 3. 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

#### (1) 訪問系サービス

##### ●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事の介助等のサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の移動時及び外出先における視覚的情報の支援（代筆・代読等を含む）や移動の援護を提供します。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人について、行動の際に生じる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人で介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

##### ●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス合計	人／月	109	112				
	時間／月	1,843	1,849				
居宅介護	人／月	98	101				
	時間／月	1,680	1,700				
重度訪問介護	人／月	1	0				
	時間／月	56	0				
同行援護	人／月	10	11				
	時間／月	107	149				
行動援護	人／月	0	0				
	時間／月	0	0				
重度障害者等包括支援	人／月	0	0				
	時間／月	0	0				

## (2) 日中活動系サービス

### ●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障がい者支援施設で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。
就労選択支援	就労アセスメントの実施や、関係機関との意見交換等を行うことにより、障がい者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供します。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供します。知的障がい者・精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に対し、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。一般就労を希望する人に対し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通して、適性にあった職場への就労・定着を図る支援を実施します。
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。一般企業での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施します。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。一般企業での雇用が困難な人、一定年齢に達している人等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を実施（雇用契約は結ばない）します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスを提供します。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を必要とする人に対し、主に昼間において、病院その他の施設（病院及び診療所）において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の

	サービスを提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅においてその介護を行う人の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な人に対し、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介護等のサービスを提供します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	191	191				
	人日/月	3,759	3,704				
自立訓練 (機能訓練)	人/月	3	5				
	人日/月	38	88				
自立訓練 (生活訓練)	人/月	5	7				
	人日/月	75	120				
就労移行支援	人/月	9	6				
	人日/月	155	105				
就労継続支援 (A型)	人/月	57	61				
	人日/月	1,113	1,157				
就労継続支援 (B型)	人/月	203	210				
	人日/月	3,436	3,541				
就労定着支援	人/月	9	10				
療養介護	人/月	19	19				
短期入所	人/月	52	54				
	人日/月	394	325				

※令和3年度の就労移行支援には、「就労移行支援（養成施設）」（1人/月、15人日/月）を含む

### (3) 居住系サービス

#### ●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない人に対し、主に夜間において共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介助等のサービスを提供します。
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で、一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスを提供します。

#### ●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	67	73				
施設入所支援	人/月	87	89				
自立生活援助	人/月	0	0				

### (4) 相談支援

#### ●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に対して支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画(案)を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人に対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	154	156				
地域移行支援	人/月	0	0				
地域定着支援	人/月	0	0				

(5) 障害児通所支援等

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の発達に支援が必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。
放課後等デイサービス	発達に支援が必要な就学児童に対し、放課後や長期休暇（夏休み等）において、日常生活に必要な訓練を実施するとともに、居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する人に対して、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画（案）を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	75	71				
	人日/月	433	441				
医療型児童発達支援	人/月	0	0				
	人日/月	0	0				
放課後等デイサービス	人/月	145	164				
	人日/月	1,462	1,591				
保育所等訪問支援	人/月	22	54				
	人日/月	22	54				
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0				
	人日/月	0	0				
障害児相談支援	人/月	51	52				
コーディネーターの配置	人	4	3				

## (6) 障害福祉サービス等の基盤整備に向けた活動指標

障害福祉サービス等の見込み量以外に、障害福祉サービス等の基盤整備にあたり、国の指針において充実が求められる活動指標について、次のように計画を定めます。

### ①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用量	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、それぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

● ● 見込量 ● ●

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回			
精神障がい者の地域移行支援利用量	人／月			
精神障がい者の地域定着支援利用量	人／月			
精神障がい者の共同生活援助利用量	人／月			
精神障がい者の自立生活援助利用量	人／月			

②発達障がい者等に対する支援

● ● 指標の概要 ● ●

活動指標	内容
発達障がい者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定します。
発達障がいに関する研修、啓発件数	現状の研修及び啓発の実施状況を踏まえ、発達障がいの特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定します。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

● ● 見込量 ● ●

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催	回			

発達障がいに関する研修、啓発件数	件			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人			
ペアレントメンターの人数	人			
ピアサポート活動への参加人数	人			

### ③相談支援体制の充実・強化

#### ●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定します。また、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

#### ●● 見込量 ●●

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年			
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	件／年			
地域の相談機関との連携強化の取組実施件数	件／年			
個別事例の支援内容の検証の実施回数	件／年			
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人			
協議会における事例検討実施回数	回／年			

協議会における事例検討への参加事業者・機関数	団体			
協議会の専門部会設置数	部会			
協議会の専門部会実施回数	回／年			

#### ④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

##### ●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

##### ●● 見込量 ●●

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年			
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回／年			

#### ⑤地域生活支援拠点等

##### ●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
地域生活支援拠点の整備	相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等、居住支援機能と地域生活支援機能を有し、地域生活を総合的に支援する地域生活支援拠点等について、設置箇所数と機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定します。

##### ●● 見込量 ●●

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所			
コーディネーターの配置人数	人			

機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回／年			
----------------------	-----	--	--	--

## (7) 障害福祉サービス等の見込量の確保方策

障害福祉サービス等の見込量を確実に確保するために、本市では次の方策を通じて提供基盤の整備を進めます。

### ①地域自立支援協議会との連携

本市内で障害福祉サービス等を提供する事業所の連携組織としての性格を有する三木市障害者（児）地域自立支援協議会と連携し、地域において身近な場所での障害福祉サービス等の利用が可能となるよう、必要な社会資源の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。また、不足している資源や支援が困難な事例等について、検討・協議の場を持ち、必要なサービスの確保のための取組を推進します。

### ②介護保険サービスとの連携

今後増加が予想される訪問系サービスについて、介護保険サービス提供事業所との連携や障害福祉サービス事業への参入の促進を図ります。また、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する共生型サービスを位置づけ、サービス提供体制の充実を図ります。

### ③就労支援の確保

市内事業者に対して積極的な情報提供を行い、理解と協力を求めつつ、障がい者の職場実習の拡充と雇用の拡大を図ります。近隣自治体と連携して、就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行の支援や、既存事業所における定員拡大、新規事業所の参入等の促進等に取り組みます。平成30年度からの新しいサービスである就労定着支援については、近隣自治体のサービス事業所との連携し、必要なサービスの確保を図ります。

### ④地域における居住の場の確保

ニーズに対する支援の不足が指摘されている共同生活援助（グループホーム）や短期入所については、地域生活への移行の促進という観点から、新設及び運営に対する支援を行います。また、入所施設への適切な助言・指導を通じ、就労移行や地域移行を促進します。平成30年度からの新しいサービスである自立生活援助については、近隣自治体のサービス事業所と連携し、必要なサービスの確保を図ります。

### ⑤相談支援体制の充実

三木市障害者（児）地域自立支援協議会との連携を図り、必要な社会資源の確保に努めます。専門職の配置や、相談支援センター及び民間事業者による相談支援体制の拡充を通じて、支援の充実を図ります。

#### ⑥障がい児支援の充実

こども発達支援センターにじいろの充実や、市内事業者、医療機関、教育機関等との連携を強化し、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援サービスが受けられる体制整備を進めます。

## 4. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者等のニーズに応じ、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本市が地域の実情に応じて実施するものです。本節では、地域支援事業とその他の本市が実施する福祉サービス等について、見込量と実施計画、確保方策を示します。

### (1) 必須事業

#### ①理解促進研修・啓発事業

##### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去・軽減するため、社会における障がい等について理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図る。
事業内容	○障がい者等に対する理解を深めるため、当事者、市民、事業者等を対象とした講演会等を開催。 ○手話言語条例の制定に伴う、手話の普及に関する事業を推進。

##### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無			

#### ②自発的活動支援事業

##### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。
事業内容	○障がい等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援。

##### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無			

### ③相談支援事業

#### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者本人や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等。</li> <li>○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置。</li> <li>○基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組。</li> <li>○三木市障害者（児）地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的指導、助言。</li> </ul>

#### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数			
基幹相談支援センター	実施の有無			
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無			
三木市障害者（児）地域自立支援協議会	実施の有無			

### ④成年後見制度利用支援事業

#### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、制度の利用を支援するために、関係施設等と連携し、普及啓発を図る。
事業内容	○親族のいない障がい者に成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成。

#### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件／年			

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

#### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。
事業内容	○法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築。 ○法人後見の適正な活動のための支援。 ○その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進。

#### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無			

### ⑥意思疎通支援事業

#### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。
事業内容	○手話通訳者設置事業の推進。 ○手話通訳者派遣事業の推進。 ○要約筆記者設置事業の推進。 ○要約筆記者派遣事業の推進。 ○点訳音訳委託等事業の推進。

#### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人／年			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年			

## ⑦日常生活用具給付等事業

### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
事業内容	○日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の給付。

### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件／年			
自立生活支援用具	件／年			
在宅療養等支援用具	件／年			
情報・意思疎通支援用具	件／年			
排せつ管理支援用具	件／年			

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
事業内容	○聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成、手話通訳者の養成。

### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年			

### ⑨移動支援事業

#### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。
事業内容	○移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援。

#### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人／年			
	時間／年			

### ⑩地域活動支援センター機能強化事業

#### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図る。
事業内容	○利用者に創作的活動や日中活動の提供を行う基礎的事業を実施した上で、次の類型によりサービスを提供。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センターⅠ型（利用者おおむね20名以上）</li> <li>・地域活動支援センターⅡ型（利用者おおむね15名以上）</li> <li>・地域活動支援センターⅢ型（利用者おおむね10名以上）</li> </ul>

#### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター基礎的事業	箇所			
地域活動支援センター機能強化事業	箇所			
	Ⅰ型	箇所		
	Ⅱ型	箇所		
	Ⅲ型	箇所		

※市内事業所数

## (2) 任意事業

### ①訪問入浴サービス事業

#### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	重度の身体障がいのある方で、自宅での入浴が困難な方や、障害福祉サービスの利用ができない方に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
事業内容	○身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護。

#### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	回/年			

### ②日中一時支援事業

#### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
事業内容	○日中、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の実施。

#### ●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	回/年			

### ③社会参加促進事業

#### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	スポーツ・レクリエーション教室等の開催、展示・声の広報等発行、要約筆記者の養成研修等を実施するとともに、障がい者のより一層の社会参加を促進する。
事業内容	○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施。 ○芸術・文化講座開催等事業の実施。 ○展示・声の広報等発行事業の実施。 ○自動車運転免許取得費・改造費助成事業の実施。

#### ④更生訓練費給付事業

##### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	施設に入所・通所して就労移行支援事業や自立訓練事業を受けている人に、社会復帰の促進を図る支援を行う。
事業内容	○就労移行支援事業または自立訓練事業を利用する者に対する更生訓練費の支給。

#### ⑤生活訓練等事業

##### ●● 事業の概要 ●●

事業目的	日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、相談活動支援を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。
事業内容	○就労している障がい者等の地域生活に関する相談に応じ、助言を与えるなどの支援。 ・相談活動 ・日常生活支援 ・連絡調整

### (3) 地域生活支援事業の見込量の確保方策

地域生活支援事業については、障害福祉サービスと同様に、三木市障害者（児）地域自立支援協議会と連携しながら必要な社会資源の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。支援を必要とする人の実情に沿った適切なサービス提供が可能となるよう、サービス事業者や近隣自治体と連携して取り組みます。